

第 20 回 九州高等学校ゴルフ選手権大会予選

〈チャレンジゴルフ〉

開催日：平成 27 年 6 月 2 日（火）

開催コース：周防灘カントリークラブ

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1b』を適用する。（ゴルフ規則 175 ページ参照）

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1a』を適用する。（ゴルフ規則 174 ページ参照）

5. 溝とパンチマークの規則

「2010/1/1 施行の溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件」を適用する。（裁定 4-1/1）
（付属規則 II 5c 注 2 ゴルフ規則 196 ページ参照、2014-2015 ゴルフ規則裁定集 76 ページ 4-1/1 参照）

6. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (C)5b』を適用する。（ゴルフ規則 179 ページ参照）

8. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間に行ったときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。**この条件の違反の罰は競技失格**（ゴルフ規則 6-8b 注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

サイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

9. 移 動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 I (C)8 移動』を適用する。（ゴルフ規則 181 ページ参照）

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

3. 排水溝は動かさない障害物とする。

4. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

5. 予備グリーンはプレー禁止の修理地（スルーザグリーン）とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i) の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2打**

6. 樹木保護のための巻物施設（巻網など）は、コースと不可分の部分とする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティインググラウンド付近に掲示して告示する。

2. グリーン保護のため、メタルスパイクシューズおよびタウン用シューズの使用を禁止する。必ずコース専用のシューズに履き替えること。

3. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 2 4 球を限度とする。

4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意すること。なお、プレーの進行を不当に遅らせた場合はペナルティを課す

5. 9 ホール終了後、プレーを遅らせなければクラブハウスに立ち入ることができる。

6. スタートの呼出は一切行わないので、スタート時間 10 分前までにはスターティングホールで待機すること。